

基金（共済会）入会法人 各位

はじめに 福祉医療機構（WAM）のシステムが、2025年1月より新しくなりました。

本紙では、WAMの退職手続のうち、源泉徴収事務に関することについて、共済会が推奨する手続をご案内します。

共済会・基金 事務局

1 退職金の源泉徴収事務とは？

退職金の源泉徴収税額は、その年に支払われたすべての額＝合計額により計算しなければなりません。

そのため、WAMに加入している当基金の会員は、“当基金または、WAMのいずれか”が、退職金の合計額での源泉徴収事務（税額計算、源泉徴収、源泉徴収票発行等）をすることになります。

退職金の合計額により源泉徴収事務をするためには、他の退職金の「退職所得の源泉徴収票」が必要となります。

- * 複数の退職金（基金・WAM・その他）がある場合は、最終手続き先（基金またはWAM等）が、合計額で税額計算をするために、最終手続き先へ支払済の退職金の「退職所得の源泉徴収票」を提出する必要があります。

<国税庁HP 抜粋・要約>

退職するとき、会社のほかに企業年金基金などから退職手当等とみなす一時金が支払われることもあります。このように他の支払者からその年中に支払済の退職手当等がある場合には、支払者は他の支払者が支払った退職手当等も含めて源泉徴収税額を計算しなければなりません。その年中に他の支払済の退職手当等がある場合には、申告書にその支払済の退職手当等の内容を記入し、その支払済の退職手当等の「退職所得の源泉徴収票」を添付して提出する必要があります。

2 推奨する理由（WAMの設定：退職手当金支払いの順番は「WAMを先に請求」）

- 1) 会員の手続作業がわかりやすいと考えています

WAMの手続は、本人が法人がネットでの手続になるため、なるべく作業（源泉徴収票の画像送信等を省略）を少なくすることができ、事業主側も本人へ説明しやすくなる

また、基金は紙面による手続のため幅広い年齢層の会員にとって、WAMにくらべて手続がやさしい

- 2) 基金とWAM双方の退職金を受ける手順として効率がよいと考えています

集中する3月末退職者の時期を除けば、おおむね、双方の手続きが完了する期間が最短となることが多い

WAMの退職手続の基金（共済会）推奨：[退職金の源泉徴収事務]

1 WAMの手続：法人

[退職手当金支払いの順番を登録する]

都道府県の退職金制度への加入有無	有
退職金請求の順番	福祉医療機構を 先 に請求

退職手当共済システム
法人 様 困ったときは

≡ 退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）

共済契約者ホーム / 退職予定者一覧 / 退職情報 登録時の事前確認 / 退職情報 登録 / 退職情報 登録（添付書類の確認） / 退職情報 登録（従業状況の確認） / 退職情報 登録（本俸月額登録） / 退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）

✓
退職者の基本情報登録

✓
添付書類の登録

✓
従業状況の登録確認

✓
退職者した月以前6ヶ月の本俸月額登録

5
退職手当金請求の順番登録

6
添付書類の登録

7
登録内容の確認

8
機構へ提出

都道府県の退職手当金制度に加入されている場合、退職所得の源泉徴収を行う都合上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。予め退職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。

なお、都道府県の退職手当金制度に加入されている場合の留意点は次のとおりです。

(1) 福祉医療機構を先に請求される場合
共済契約者様にて福祉医療機構の退職手当金を含めて源泉徴収を行っていただく必要があります。
※福祉医療機構の退職手当金の源泉徴収票については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者様においても、このシステム上で確認することが可能となります。

(2) 福祉医療機構を後に請求される場合
都道府県の退職金制度から発行された源泉徴収票の添付が必要となりますので、ご用意ください。
退職手当金の請求の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。

職員番号	00000001
退職者名	田中 太郎
都道府県の退職金制度への加入有無 【必須】	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
退職金請求の順番 【必須】	<input checked="" type="radio"/> 福祉医療機構を先に請求 <input type="radio"/> 福祉医療機構を後に請求

戻る
一時保存
次へ

2 基金の手続：退会会員 〔最終の源泉徴税事務を基金にする場合〕

WAMから発行された「退職所得の源泉徴収票」を基金（共済会）へ 手続書類とあわせて 提出

- * 退職所得の源泉徴収票はコピー可
- * 基金の手続は、すべて 書面による手続です
- * 退会会員には、手続書類の作成案内（冊子）をお送りしています
- * WAM以外に 退職所得の源泉徴収票がある場合は あわせて提出が必要です

以上で 法人および会員の手続は完了です。

3 補足・その他

- 1) 手続き完了後は、基金が、退職金の合計額により源泉徴収をし、退職所得の源泉徴収票を退会会員へ発行します。
- 2) WAMの選択を「福祉医療機構を後」にした場合は、基金の手続を先に完了し、基金から発行された退職所得の源泉徴収票をWAMへ提出（画像を送信）してください。（基金推奨と逆の手順）
 - * 基金の源泉徴収票の発行は、手続提出後、2ヶ月以内に発行（予定）します。
 - * 基金推奨と違って手続は問題ありません。
- 3) **WAMの手続については、直接、WAMへお問い合わせください。（共済会は簡易な質問以外のお答えができません）**
- 4) 以前のように 紙面で提出する場合は、この案内の対応は不要です。